委員からの質問及び回答③

資料１－３－３

|  |
| --- |
| 〔施策名〕  〔上記資料のページ番号〕 |
| 〔質問内容〕  大阪府は、留学生と受入事業者等との間の奨学金貸与契約や労働契約のあり方などについて、円滑な受入れから就労継続につなげるために留意すべき事項を取りまとめるとともに、悪質な事例が生ずることを 未然に防止するため、全国初の「在留資格『介護』による外国人留学生受入れガイドライン」を2018年3月にまとめました。大阪府における介護福祉士養成機関に通う留学生の出身国別人数、および同ガイドラインの運用状況に関する情報を提供していただきたい。  また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の「留学生の就職等の支援」の項目で、「介護施設等が行う外国人介護人材等の日本語や専門知識の学習支援等の受入れ 環境の整備を支援するほか、留学生を含む介護福祉士養成施設に在学する学生に対し、資格取得後に一定期間介護業務に従事した場合に返済免除となる修学資金 の貸付けを行う事業を更に推進する」としている。大阪府としての施策はあるか。 |
| 〔回答〕  ○大阪府の所管する介護福祉士養成施設に通う留学生の出身国別人数については、  平成３０年５月現在、以下のとおりです。  　　・外国人留学生の合計人数：２６２人（１０か国）  ①ベトナム：１８８人　②フィリピン：４４人　③中国：１１人  ④インドネシア：６人　⑤ネパール：６人　 　 ⑥韓国：３人  ⑦台湾：１人　 　⑧マレーシア：１人　　⑨ミャンマー：１人  ⑩タイ：１人  　　また、ガイドラインの運用状況に関しては、今年度、ガイドラインの周知や関係法令順守に向けた研修会を府内の介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を対象に４回実施しています。  ○また、国の概算要求を受け、大阪府としても地域の中核的な受入れ施設等において、介護技術向上のための集合研修等を実施する「外国人介護人材受入支援事業」を当初予算案に計上しています。  ○さらに、介護福祉士養成施設に在学する学生に対しての介護福祉士修学資金については、外国人留学生にも対応しており、大阪府では、今年度より法人による連帯保証人の制度も導入しています。 |